○外務省告示第百八十六号

平成三十年五月八日にローマで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

平成三十年五月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　川村裕在トーゴ大使

トーゴ側　ウーロ・クラ・アガダジ農業・畜産・水産大臣

○外務省告示第百八十七号

一　昭和三十四年七月一日にニューヨークで作成された「国際原子力機関の特権及び免除に関する協定」の締約国につき、平成三十年五月一日現在で、次のとおり追加があった（平成十九年五月二十四日外務省告示第三百六号よりの追加）。

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
キューバ共和国	昭和五十七年八月二十四日	昭和五十七年八月二十四日
コロンビア共和国	昭和五十八年七月一日	昭和五十八年七月一日
キプロス共和国	昭和五十八年七月二十七日	昭和五十八年七月二十七日
チリ共和国	昭和六十二年十二月八日	昭和六十二年十二月八日
カメルーン共和国	昭和六十三年九月二十二日	昭和六十三年九月二十二日
エストニア共和国	平成四年二月十二日	平成四年二月十二日
リトアニア共和国	平成十三年二月二十八日	平成十三年二月二十八日
南アフリカ共和国	平成十四年九月十三日	平成十四年九月十三日
ベナン共和国	平成十五年一月三十日	平成十五年一月三十日
コンゴ民主共和国	平成十五年四月九日	平成十五年四月九日
アルバニア共和国	平成十五年四月十日	平成十五年四月十日
ポルトガル共和国	平成十八年十一月二十七日	平成十八年十一月二十七日
モルドバ共和国	平成二十年十二月二十二日	平成二十年十二月二十二日
タジキスタン共和国	平成二十一年五月十一日	平成二十一年五月十一日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十一年六月十一日	平成二十一年六月十一日
オマーン国	平成二十二年八月三日	平成二十二年八月三日
モザンビーク共和国	平成二十三年三月十五日	平成二十三年三月十五日
パラオ共和国	平成二十五年九月五日	平成二十五年九月五日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成三十年三月十九日	平成三十年三月十九日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の協定を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際原子力機関事務局長に通告した。

スロベニア共和国	平成四年九月二十一日
クロアチア共和国	平成五年二月十二日
セルビア共和国	平成十四年二月五日
モンテネグロ	平成十九年三月二十一日

平成三十年五月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○文化庁告示第三十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項に基づき、無名又は変名で公表された著作物について次のとおり実名登録を行ったので、同法第七十八条第三項に基づき告示する。

平成三十年五月二十二日

文化庁長官　宮田　亮平

登録番号	著作者の実名登録
登録年月日	公表年月日　著作物の種類
第三七、九五八号の二	願い―ＦＩＶＥ―
平成二十九年八月三十日	平成二十九年七月十一日　編集著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十九年七月十一日に良江で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

田中良江　千葉県東金市台方一六二九番地　有原一夫方

登録番号	著作物の題号
登録年月日	公表年月日　著作物の種類
第三七、九六三号の一	母の日
平成二十九年九月十五日	平成二十九年七月一日　詩歌

右登録の原因

この著作物は、平成二十九年七月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

原英子　神奈川県横須賀市汐入町四丁目四十五番地

登録番号	著作物の題号
登録年月日	公表年月日　著作物の種類
第三七、九六四号の一	野菜スープ
平成二十九年九月十五日	平成二十九年七月一日　詩歌

右登録の原因

この著作物は、平成二十九年七月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

原英子　神奈川県横須賀市汐入町四丁目四十五番地

登録番号	著作物の題号
登録年月日	公表年月日　著作物の種類
第三七、九六五号の一	えらいえらい
平成二十九年九月十五日	平成二十九年七月一日　詩歌

右登録の原因

この著作物は、平成二十九年七月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

原英子　神奈川県横須賀市汐入町四丁目四十五番地